㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁並びに関係市役所及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県備前市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十五年八月五日農林水産省告示第千百七十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市末吉町岩崎字中山六二九九の二、六三〇九の二、六三〇九の三、字丑牧ノホキ六三一〇の一、六三一〇の九から六三一〇の一六まで、六三一四の四から六三一四の六まで、六三一五の三から六三一五の五まで、字築土手頭六四〇四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町坂元字川路山一五一八の三、一五一八の乙、末吉町諏訪方字七ツヶ久保七三一の一から七三一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、末吉町二之方字下ノ段三五〇二の三、三五〇二の四、三五〇二の三〇、三五四四の一、字寺ノ上四一〇〇の一、字松ヶ迫四八四七の一、四八四七の三、字松ヶ平四九七二の四、四九七二の五、四九七三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正